

政令第四百四十二号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令  
内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「、期末特別手当」を削る。

一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十二条第四号

二 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第二条第一号

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五

号）第四十八条

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第五条の二第二項中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第三条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「、期末特別手当」を削り、同条第三項第一号中「、第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項」を「及び第十九条の七第一項」に改め、同項第三号中「、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項」を「及び第十八条の二第一項」に改め、同条第八項中「、同法第十九条の七第一項」を「並びに同法第十九条の七第一項」に改め、「並びに同法第十九条の八第一項の期末特別手当」を削る。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項及び第二十三条第二項中「、期末特別手当」を削る。

第四十三条第二項中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正)

第五条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令(平成十

五年政令第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「期末手当等」を「期末手当」に改め、「若しくは同法第十九条の八第一項に規定する期末特別手当」及び「若しくは期末特別手当」を削る。

第七条第一項中「若しくは同法第十九条の八第一項に規定する期末特別手当」及び「若しくは期末特別手当」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置として期末特別手当が支給される場合における地方自治法施行令等の規定の読替え)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき普通地方公共団体が期末特別手当を支給する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一号の規定に よる改正後の地方自治
--------------------------

勤勉手当
------

勤勉手当、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成
------------------------------------

<p>第四条の規定による改</p>	<p>法施行令第三百三十二条 第四号及び第一条第三 号の規定による改正後 の武力攻撃事態等にお ける国民の保護のため の措置に関する法律施 行令第四十八条</p> <p>第三条の規定による改 正後の災害対策基本法 施行令第十八条第二項</p>	<p>法第二条第一項第六号</p>	<p>退職手当</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の 別手当</p>	<p>退職手当、一般職の職員の給与に関す る法律等の一部を改正する法律（平成 二十一年法律第四十一号）附則第四条 第一項の規定に基づき支給する期末特 別手当</p>	<p>二十一年法律第四十一号）附則第四条 第一項の規定に基づき支給する期末特 別手当</p>
-------------------	---	-------------------	-------------	----------------------------------	--	--

正後の地方公務員等共  
済組合法施行令第五条  
の二第二項

	<p>政令で定める手当</p>	<p>任期付研究員業績手当</p>
<p>一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十一号）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一項第六号</p>	<p>政令で定める手当及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき支給する期末特別手当</p>	<p>任期付研究員業績手当並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき支給する期末特別手当</p>

## 理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により期末特別手当が廃止されることに伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。